

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（条件付き）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び御杖村契約規則（昭和40年2月18日規則第1号、以下「規則」という。）第3条の規定により公告します。

平成31年2月13日

御杖村長 伊 藤 収 宜

1 一般競争入札に関する事項

- (1) 工事名 御杖村国民健康保険診療所・保健センター改修工事
- (2) 工事場所 御杖村大字菅野1581番地
- (3) 工事概要 建築：空調設備改修工事に伴う内装撤去復旧工事
診療所2階トップライト雨漏補修
設備：空調設備更新
- (4) 工事期間 工事請負契約締結後から平成31年3月29日まで
- (5) 予定価格 69,162,120円（消費税及び地方消費税(計8%)を含む)
- (6) 最低制限価格 62,245,800円（消費税及び地方消費税(計8%)を含む)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する単独企業とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による指名停止措置期間中でない者であること。
- (3) 1 奈良県内に本店を有し、平成30年度御杖村入札参加者名簿（管工事）に登録がある者。
2 過去10年以内に奈良県、奈良県内の地方公共団体が発注した請負金額2,000万円以上の管工事の実績を有すること。

3 入札手続き等

- (1) 担当部局 〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野1581番地
御杖村 保健福祉課
電話 0745-95-2828

(2) 入札申請書、見積りに必要な設計図書等の交付期間

- 1 交付期間 平成31年2月13日(水)から平成31年2月20日(水)まで。
- 2 交付方法 御杖村役場ホームページからダウンロードして下さい。
アドレス <http://www.vill.mitsue.nara.jp>

(3) 一般競争入札参加申請書の提出について

- 1 提出方法 様式1により作成し、3の(1)に示す場所に持参により提出して下さい。
- 2 提出期限 平成31年2月14日(木)から平成31年2月21日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時00分から午後5時まで。
- 3 提出先 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野1581番地
御杖村 保健福祉課
電話 0745-95-2828

4 審査結果の通知

一般競争入札参加申請書を提出した者について、入札参加資格の有無を平成31年2月22日(金)に書面で通知します。

5 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

6 入札公告に対する質問

入札公告に対する質問がある場合においては、次に従い書面(様式2)により提出すること。

- (1) 提出期限 平成31年2月14日(木)から平成31年2月21日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時00分から午後5時まで。
- (2) 提出先 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野1581番地
御杖村 保健福祉課
電話 0745-95-2828
Fax 0745-95-6011
mail fukushi@vill.mitsue.lg.jp

- (3) 回答期限 平成31年2月25日(月)

7 入開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年3月1日(金)午後1時30分
- (2) 場所 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地
御杖村役場 3階会議室

8 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
規則第21条に定めるところによります。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止を行うことがあります。
- (5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、規則第10条の4に該当する入札は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
要します。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (9) 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - 1 落札者が入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けたとき。
 - 2 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - 3 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 4 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 5 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

6 4及び5に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

7 この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が2から6までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

8 この契約に係る下請契約等に当たって、2から6までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（7に該当する場合を除きます。）において、本村が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(10) 契約の解除

契約締結後、契約者について（9）の1から8までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、（9）の2、4、5及び6中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。